

平成21年度決算数値による 財政健全化法に基づく「健全化判断比率」等の概要（確報値）

※〔 〕内は昨年度（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率 （公営企業）
福 知 山 市	—〔—〕	—〔—〕	14.9〔16.1〕	175.4〔186.0〕	12.3〔17.7〕（宅造：石原） —〔4.0〕（宅造：駅周辺） —〔19.4〕（宅造：駅南）
舞 鶴 市	—〔—〕	—〔—〕	11.1〔11.4〕	80.5〔92.7〕	—〔2.8〕（病院）
綾 部 市	—〔—〕	—〔—〕	20.6〔22.5〕	83.3〔109.0〕	
宇 治 市	—〔—〕	—〔—〕	5.0〔4.5〕	—〔—〕	
宮 津 市	—〔—〕	—〔—〕	18.8〔18.7〕	265.6〔274.5〕	—〔0.9〕（下水道）
亀 岡 市	—〔—〕	—〔—〕	15.6〔16.5〕	159.8〔170.9〕	
城 陽 市	—〔—〕	—〔—〕	12.2〔11.8〕	117.5〔124.2〕	15.5〔19.3〕（下水道）
向 日 市	—〔—〕	—〔—〕	4.7〔5.3〕	17.6〔21.1〕	
長 岡 京 市	—〔—〕	—〔—〕	3.9〔3.5〕	24.6〔21.6〕	
八 幡 市	—〔—〕	—〔—〕	4.7〔6.1〕	57.4〔69.6〕	
京 田 辺 市	—〔—〕	—〔—〕	6.9〔7.8〕	—〔—〕	
京 丹 後 市	—〔—〕	—〔—〕	16.5〔17.3〕	152.1〔172.5〕	
南 丹 市	—〔—〕	—〔—〕	20.4〔19.7〕	185.4〔198.5〕	
木 津 川 市	—〔—〕	—〔—〕	13.5〔13.3〕	96.2〔80.9〕	
大 山 崎 町	—〔—〕	—〔—〕	9.6〔10.5〕	103.9〔99.4〕	
久 御 山 町	—〔—〕	—〔—〕	3.5〔3.6〕	—〔—〕	
井 手 町	—〔—〕	—〔—〕	6.6〔8.1〕	—〔—〕	
宇 治 田 原 町	—〔—〕	—〔—〕	11.6〔12.3〕	—〔3.3〕	
笠 置 町	—〔—〕	—〔—〕	22.4〔22.7〕	86.8〔105.6〕	
和 束 町	—〔—〕	—〔—〕	20.4〔20.3〕	213.7〔215.6〕	
精 華 町	—〔—〕	—〔—〕	14.6〔13.7〕	164.8〔169.3〕	
南 山 城 村	—〔—〕	—〔—〕	21.1〔23.6〕	175.0〔202.1〕	
京 丹 波 町	—〔—〕	—〔—〕	18.8〔20.3〕	182.8〔206.0〕	
伊 根 町	—〔—〕	—〔—〕	13.4〔15.5〕	18.9〔50.0〕	
与 謝 野 町	—〔—〕	—〔—〕	16.7〔16.7〕	116.3〔103.3〕	1.3〔0.4〕（宅造）
国民健康保険南丹 病 院 組 合					
国民健康保険山城 病 院 組 合					—〔0.2〕（介護サービス）
京 都 市	0.30〔0.87〕	5.47〔8.63〕	12.7〔12.0〕	247.7〔240.0〕	114.5（地下鉄） 45.9（市バス）
早期健全化基準 （黄色信号基準）	11.25～15.00	16.25～20.00	25.00	350.0 （政令市400.0）	20.0
財政再生基準 （赤信号基準）	20.00	40.00	35.00		